平成26年第1回定例会環境生活委員会会議録

平成26年3月13日 10時00分~11時31分 第3委員会室

出席者氏名

執行部説明者

中 山 一 生 市民生活部長 羽田利勝 市 長 都市環境部長 木 村 茂 市民課長 木 村 豊 市民協働課長 加藤 勉 商工振興課長 大 竹 昇 農政課長兼 農業委員会事務局長 島 修 都市計画課長 鈴木康弘 石 施設整備課長 菅 原安雄 下水道課長 栗山幸 酒 川 栄 治 環境対策課長 宮 田 研 二 放射線対策課長 市民協働課長補佐 斉 田 典 祥(書記)

事務局

総務グループ 主査 仲 村 真 一

議題

議案第11号 龍ケ崎市市民協働推進委員会条例について

議案第12号 ふるさと龍ケ崎ブランド農産物認定制度審議会条例について

議案第13号 龍ケ崎市人・農地プラン審議会条例について

議案第14号 龍ケ崎市農業振興地域整備促進協議会条例について

議案第15号 龍ケ崎市特別融資制度推進会議条例について

議案第16号 龍ケ崎市地域公共交通協議会条例について

議案第19号 龍ケ崎市市民活動センターの設置及び管理に関する条例について

議案第21号 龍ケ崎市安全な飲料水の確保に関する条例について

議案第27号 龍ケ崎市下水道条例及び龍ケ崎市農業集落排水処理施設の設置及び 管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第30号 龍ケ崎市営住宅管理条例の一部を改正する条例について

議案第33号 権利の放棄について

議案第36号 平成25年度龍ケ崎市一般会計補正予算(第7号)の所管事項

議案第37号 平成25年度龍ケ崎市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

滝沢委員長

本日ご審議をいただきます案件は今期定例会において当委員会に付託されました、議案第11 号, 議案第12号, 議案第13号, 議案第14号, 議案第15号, 議案第16号, 議案第19号, 議案 第21号, 議案第27号, 議案第30号, 議案第33号, 議案第36号の所管事項, 議案第37号の13 案件です。これらの案件につきまして、ご審議をいただくわけでございますが、会議が円滑に進 行できますよう皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは議案の審査に入ります。議案第11号, 龍ケ崎市市民協働推進委員会条例について執 行部から説明を願います。

羽田市民生活部長

それではご説明申し上げます。議案書26ページでございます。議案第11号, 龍ケ崎市市民協 働推進委員会条例についてでございます。市では、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づ きまして、法律または条例の定めるところにより設置する附属機関と有識者等から、専門的な意 見を聴取し、市政に反映させることを主な目的として要綱等により設置する協議会がございます。 この度、これまでの龍ケ崎市市民協働推進委員会設置要綱につきましては附属機関と位置付け することが望ましい会議体として条例化をするものでございます。それでは主な条文についてご

説明申し上げます。 第2条でございます。所掌事項でございます。市民協働推進の基本理念に基づきまして、市民 と市が協働のまちづくりの実現を図るための提案と、市民自らの企画による協働事業及び市が予

めテーマを示して市民が具体的な内容を提案する協働事業について調査審議いたしまして、提言 をいただく委員会について定めるものでございます。

第3条の組織でございます。龍ケ崎市市民協働推進会議設置要綱においては、委員数12名の 内,市職員2名を含めておりましたけれども,市職員は原則として委員に選任しないことが,龍 ケ崎市審議会等の設置及び委員選任に関する要綱に規定されているため、今回の条例化に合わせ て見直しを行い、市職員2名を除く10名以内の委員としたところでございます。また龍ケ崎市 市民協働推進会議設置要綱では、委員構成を学識経験者、公募による市民、市民コーディネー ター、市職員としていたものを、今回の条例化に合わせて学識経験者、公募による市民、その他 市長が定めるものに見直したものでございます。これが主な改正点となります。続きまして第3 条の第2項になります。委員の構成でございます。学識経験者は2名以内,公募の市民は5名以 内、その他市長が認めるものは3名以内と考えております。

付則でございます。この条例につきましては平成26年4月1日から施行しようとするもので ございます。

滝沢委員長

執行部からの説明は終わりましたが質疑等はありませんか。別にないようですので採決いたし ます。議案第11号,本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

【異議なし】

滝沢委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして,議案第12号,ふるさと龍ケ崎ブランド農産物認定制度審議会条例について,執 行部から説明願います。

羽田市民生活部長

議案書28ページでございます。議案第12号、ふるさと龍ケ崎ブランド農産物認定制度審議会 条例についてでございます。農産物のブランド認定の検討,これにつきましては,これまで龍ケ 崎市農村物ブランド認定制度検討委員会設置要綱により設置されておりましたけれども、この度、 当検討委員会を附属機関として位置付けするため条例を定めるものでございます。

主な条文についてご説明申し上げます。第3条の所掌事項でございます。審議会では市推奨の ブランド農産物として認定するにあたりまして、その認定基準、いわゆる品目、品質、栽培基準 等について審議をいただき、市に提言をいただくものでございます。

第4条の組織でございます。条例化にあたっての改正点です。これまでの要綱では、委員が龍 ケ崎市の職員を含め10名程度の構成でありましたけれども、この条例では、市の職員を除き、 公募の市民を含めた12名以内の構成に変更したことが主な改正点でございます。次に構成員の 内訳についてでありますけれども、龍ケ崎市農業共同組合の職員が2名、公益財団法人龍ケ崎市

まちづくり・文化財団の職員が1名,稲敷地域農業改良普及センターの職員が3名,認定農業者からは4名以内、公募の市民からは2名以内を想定してございます。この条例につきましては付則として平成26年4月1日から施行するということでございます。

羽田市民生活部長

執行部からの説明は終わりましたが質疑等はありませんか。

山宮委員

審議会の委員が12名以内ということで、女性の割合を3割を目標として考えてらっしゃると質疑のなかでお答えがありましたけれども、現段階で女性は何人いらっしゃるのでしょうか。これからになるのでしょうか。

石島農政課長

いままでの検討委員会は1人でした。今回は市民公募などで、なるべく女性の人数を増やしたいとは考えています。

山宮委員

これは4月1日から施行ということですけど、公募の市民の募集の仕方のなかで、特に女性の 委員を求めますのような、そういうかたちで募集をするのでしょうか。それとも単純に公募の市 民を募集するようなかたちなのでしょうか。

石島農政課長

今回はかなり同様の案件があがっておりますので、募集は統一されたかたちで、りゅうほーの 前半号で載せるということで、審議会名とか、人数とかは各条例全部違うんですが、下の項目で は、女性というようには書いてなかった気がします。まとめて募集をかけるそうです。

山宮委員

目指す部分ではありますが、現実集まってみないとわからないというのが現状だということですね。

坂本委員

審議会の構成委員のなかで学識経験者が入っていると思いますが、今回、意見提言されるような団体といいますか、そういったところはどの辺になりますか。ある程度方向性を見出していくような意見提言をされるような方がいるのかなと思うんですが、その辺はどこら辺の方たちなのかなと思ったんですが。

石島農政課長

基本的に一番詳しいのは稲敷地域農業改良普及センターの方だと思います。

坂本委員

江戸崎のかぼちゃとかそういったところのブランド戦略を手がけたところだと思いますが、そういったところから提言をいただきながら進めていくということでよろしいんですね。

石島課長

はい。

滝沢委員長

他にありませんか。別にないようですので採決いたします。議案第12号,本案は原案の通り 了承することにご異議ありませんか。

【異議なし】

滝沢委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり了承することに決しました。 続きまして、議案第13号、龍ケ崎市人・農地プラン審議会条例について、執行部からご説明 願います。

羽田市民生活部長

議案書30ページございます。議案第13号,龍ケ崎市人・農地プラン審議会条例についてでございます。農地の集積化を図るため、人・農地プランの検討につきましては、これまで龍ケ崎市人・農地プラン検討会設置要綱により設置しておりましたけれども、当委員会を、この度、付属機関として位置付けするため条例化をするものでございます。

主な条文についてご説明申し上げます。第3条の所掌事項でございます。審議会では市からのプラン、原案について、市の農業振興の方針、農業経営基盤強化促進基本構想及び農業振興地域整備計画との整合性、妥当性を審議・提言いただく組織でございます。

第4条の組織でございます。龍ケ崎市人・農地プラン検討会設置要綱を龍ケ崎市人・農地プラン審議会条例に改正することによる内容の改正点でございます。要綱では委員が龍ケ崎市の職員を含め13名程度の構成でございましたが、条例では市の職員を除き、公募の市民を含めた15名以内の構成に変更してございます。続いて構成員の内訳でございます。地域農業の中心となる経営体の確保や農地の集積等、地域農業のあり方を定めるプランでありますことから、各農業関連団体の代表者、大規模経営者を中心に意見を求める必要がありますことから、選定してございます。龍ケ崎市農業協同組合の職員につきましては4名、公益財団法人龍ケ崎市まちづくり文化財団の職員につきましては1名、稲敷地域農業改良普及センター長1名でございます。認定農業者が2名から3名、女性農業士は1名から2名、青年農業士につきましては1名、農業委員会から1名、市民公募につきましては1名から2名、その他市長が認めるものにつきまして1名から2名、計15名以内を想定しています。

最後に付則でございます。この条例につきましては、平成26年4月1日施行を予定してございます。

滝沢委員長

執行部からの説明は終わりましたが質疑等はありませんか。

坂本委員

人・農地プランは農業関係が多いのはごもっともな話だと思うんですか。これからのプラニングでしょうし、6次産業とかそういったところも含めて審議していくということであれば、もっと商工会とか販売を専門にやっている人たちを入れていくことも必要なのかと思いますがいかがでしょうか。

石島農政課長

基本的なプランなんですが、農地の集積関係が主な目的になってくるんですね。いかに集めていくかということになってきますので、こういったメンバーになってきます。

滝沢委員長

他にありませんか。別にないようですので採決いたします。議案第13号,本案は原案の通り 了承することにご異議ありませんか。

【異議なし】

滝沢委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして,議案第14号,龍ケ崎市農業振興地域整備促進協議会条例について執行部から説明願います。

羽田市民生活部長

議案書32ページでございます。議案第14号,龍ケ崎市農業振興地域整備促進協議会条例についてでございます。市の農業振興のため、土地利用についての協議につきましては、これまで龍ケ崎市農業地域整備促進協議会規約により設置しておりましたが、この度、当協議会を附属機関として位置付けするための条例を定めるものでございます。

主が条文についてご説明いたします。第2条の所掌事項でございます。当協議会につきましては、主に農業振興地域整備計画の策定及び変更に関しての審議をお願いしているものでございま

す。この計画につきましては、農業の振興を図るべき区域を明らかにし、その土地の農業上の有効利用等の施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に市町村が定める計画でございます。

第3条の組織でございます。これまでの龍ケ崎市農業振興地域整備促進協議会規約におきましては、委員の構成は市長を含め18名、この度の条例におきましては、市長を除きまして、市民公募及び学識経験者を含めた17名以内の構成に変更したところでございます。第3条第2項のメンバーでございます。本協議会の所掌事項でありますように、農業振興地域に関する整備計画に関する事項でありますことから、各農業関連団体の代表者を中心に意見を求める必要があるための選定となってございます。構成の内訳といたしましては、龍ケ崎市農業協同組合代表組合長、牛久沼土地改良区理事長、豊田新利根土地改良区理事長、稲敷市地域農業改良普及センター長、市議会議員農業委員会からは5名、都市計画審議会会長、市民公募2名から3名、その他市長が必要と認めるものこれが1名から2名の17名の委員を想定しております。

最後付則でございます。この条例につきましては平成26年4月1日から施行しようとするということでございます。

滝沢委員長

執行部からの説明は終わりましたが質疑等はありませんか。別にないようですので採決いたします。議案第14号,本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

【異議なし】

滝沢委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案の通り了承することに決しました。続きまして議案 第15号龍ケ崎市特別融資制度推進会議条例について執行部から説明願います。

羽田市民生活部長

議案書34ページでございます。議案15号,龍ケ崎市特別融資制度推進会議条例についてであります。農業者に対する特別融資の審査につきましては、これまで龍ケ崎市特別融資制度推進会議設置要綱により設置しておりましたけれども、この度、この会議を附属機関として位置付けするため条例化をするものでございます。

主な条文についてご説明いたします。第3条でございます。第3条の所掌事項でございます。 当推進会議は主に特別融資制度による資金の貸付金の審査等に関しての事務処理を行うものであります。この制度は地域農業振興のための特別の融資制度で、この審査事務につきましては迅速に運営するため、市町村に推進会議を設置するよう国から要請されているところでございます。

第4条の組織でございます。融資関係機関及び保証関係機関から龍ケ崎市農業共同組合の職員が1名,株式会社日本政策金融公庫の職員が1名,茨城県信用農業協同組合連合会の職員が1名,茨城県農業信用基金協会の職員が1名,公益財団農林水産長期金融協会関東支部の職員が1名,茨城県県南農林事務所の職員が1名,稲敷地域農業改良普及センターの職員が1名,農業委員会が1名,市の職員が1名,その他市長が認めるものが1名,計10名以内を想定してございます。女性の割合についてでありますが,委員については借入れ希望者の経営内容等から融資計画等を協議するものでありまして,専門的な知識を有することが必要となります。よって委員につきましては、融資機関及び保証機関,県、市の各部門の担当部署の部課長等から推薦により任命することを考えております。女性の割合を何割以上といった想定はしてございません。

この条例につきましては、平成26年4月1日から施行しようとするものでございます。

滝沢委員長

執行部からの説明は終わりました質疑等はありませんか。

山宮委員

今の説明の中で第2条に特別融資制度の種別が記載されていますが、具体的にどういうかたちの融資になるのか教えてください。

石島農政課長

認定農業者等がですね。大規模な機械であるとか、施設であるとか、そういうのをやる場合かなりの金額になります。個人的にやる場合は、この会議にかかるのが 2,500 万円以上、法人の場合は 5,000 万以上ということで、借りる方はここ何年かはないです。

山宮委員

たとえば先日の大雪みたいに降って、ビニールハウスが壊れてしまったとか、そういう場合に は国からの補助もあるかと思いますけども、そういう時の融資もあるのでしょうか。

石島農政課長

今回の雪害につきましては、今、国の方でいろいろ検討されておりまして、たぶんその制度があがってくるのは、これとは別の形であがってくると思います。県の方から話が来ているのは、おそらく国が2分の1、それから県と市でいわゆる個人負担が1割くらいになるかなと思うんですが、その残りについては県と市の方でもってくださいみたいな話になっているようですそれ以外、市の方が出した場合、地方交付税というかたちで7割か8割ぐらいはバックされされるような話も聞きますが、細かいところは示されておりません。

滝沢委員長

他にありませんか。別にないようですので採決いたします。議案第15号,本案は原案のとおり了承することにご異議なりませんか。

【異議なし】

滝沢委員長

ご異議なしと認めます。本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第16号、龍ケ崎市地域公共交通協議会条例について執行部から説明願います。

木村都市環境部長

それでは議案書の37ページをお開きください。議案第16号,龍ケ崎市地域公共交通協議会条例でございます。この度の上程に至る背景でございますが、龍ケ崎市地域公共交通会議設置要綱というのがございまして、これによりまして同会議を設置してございましたが、全庁的な審議会等の見直しの結果、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事務等について、調査・審議することを任務とするこの会議におきましては、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく執行機関の附属機関とすることが適当であるという結論が出まして、この度条例を制定するもので、名称を龍ケ崎市地域交通協議会とするものでございます

具体の条例の内容でございますが、第1条では設置の根拠、第2条では所掌事項ということで、 所掌事項は主なものとしましては1号から5号でございます。1号につきましては市内における 適切な旅客運送の対応及び運賃、料金等の協議に関すること。2号におきましては公共交通利用 促進、3号におきましては連携計画の策定及び変更の協議、4号につきましては同計画の実施段 階での連絡調整等々となってございます。組織でございますが、委員 18 名以内をもって組織す るといたしております。これは現在の設置要綱と同じでございます。ご説明申しますと、1号の 委員につきましては1名、2号の委員につきましては3名を予定しております。その区分としま しては、県の企画課の交通対策の室長、そして警察署の交通課長、龍ケ崎工事事務所の次長を予 定しておるものでございます。3号ですが、こちらにつきましては専務理事を、4号につきまし ては関東鉄道の労働組合から1名、そして次ページに移っていただきまして、5号の委員につき ましては関東鉄道の鉄道部の次長及び自動車部の次長、そして市内で交通関連事業を行っており ます平成観光の専務理事、そして県南ハイヤー運営協議会から1名ということで全体で4名でご ざいます。学識経験者は1名でございます。こちらにつきましては筑波大学の大学院の準教授を 調整しております。公募の市民が4名、市の職員が1名です。そしてその他市長が必要と認める もの2名でございます。こちらにつきましては、商工会の会員及び福祉運送関連の事業をやって いる NPO 法人ユーアンドアイから 1 名ということで 2 名を選出してございます。条例の施行は平 成26年4月1日を予定しております。以上でございます。

滝沢委員長

執行部からの説明は終わりましたが質疑等はありませんか。

山宮委員

第2条の1号のなかで、市内における適切な旅客運送の態様及び運賃、料金等の協議に関する こと、こういうことを協議してくださると思うんですが、関東鉄道のバスがいろいろ工夫されて、 ご苦労されているのは良くわかるんですけれども、今はスイカを使える時代に、未だに使えないということは使う側としては不便だという声をたくさん聞きます。本数がそんなに多いわけではないので、細かいお金を常にもって乗れる人ばかりではなく、一万円札で乗れないことがあったり、本当に大変な思いをされている方も多いという声もお聞きしますので、ぜひ、この辺は要望のなかでスイカを使えるようなかたちにぜひ持ってっていただければなと思いますので要望とさせていただきます。それについて何か今後の方向性が見えているのであればお答えいただけますか。

鈴木都市計画課長

先だって龍ケ崎市の関東鉄道の鉄道の方ではスイカを作ったんですけれども、相当な金額がかかっていると聞いておりまして、各路線バスへのスイカの設置をするとなるとどれくらいの費用がかかるかについては、交通会議の方でもやっていないものですから、それについては今後交通協議会のなかで、そういった意見もあるということを報告していきたいと思っております。

滝沢委員長

他にありませんか。別にないようですので採決いたします。議案第 16 号,本案は原案通り了承することにご異議ありませんか。

【異議なし】

滝沢委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして, 議案第19号, 龍ケ崎市市民活動センターの設置及び管理に関する条例について, 執行部から説明願います。

羽田市民生活部長

議案書44ページでございます。議案第19号,龍ケ崎市市民活動センター設置及び管理に関する条例でございます。市民活動センターの管理及び運営につきましては、これまで龍ケ崎市市民活動センターの管理及び運営に関する要綱により行っておりましたが、平成27年度から指定管理による運営を予定してますことから、この度、市民活動センターを公の施設に位置付けする必要があるため条例を定めるものでございます。

この中の要綱と条例の相違点でございます。まず3条に指定管理者による管理を明記してございます。次に9条から20条までにつきましては、指定管理者の指定の申請や、業務等の範囲を定めてございます。その中で第12条の指定管理の指定にあたっての基準を定めてございます。12条の第3号の事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していることということを記載してございます。これにつきましては、物的能力の基準につきましては、施設を良好に管理または運営した実績があるか、安定して良好な施設管理及び運営の継続が可能であるか。個人情報の保護及び情報公開に対して、必要な処置が講じられているかなどを考えてございます。また、人的能力の基準につきましては、適切な人員配置及び勤務体制が可能か、人材育成に対する積極的な取り組みが講じられているか、利用者への安全確保等の体制は適切に整備されているかなどを考えております。第4号のその他センターの設置目的を達成するために、十分な能力を有しているかという基準でございます。市民活動センターの設置の目的は、市民が行う社会貢献活動の発展に寄与することであります。そのため、市民団体やこれから活動を始める方への市民活動に関する情報提供や、相談事業、啓発事業、市民団体交流ネットワーク事業などを企画実施できる能力を有していることが基準となるところでございます。

次に第14条の指定管理者の管理の期間でございます。こちらにつきましては5年間という規定でございます。最後になります。付則,この条例につきましては,平成27年4月1日からの施行を予定しているものでございます。以上です。

滝沢委員長

執行部からの説明は終わりましたが質疑等はありませんか。

山宮委員

第6条のセンターを使用することができる者と、その後に第7条の使用する時の申請の仕方ですか、これは今までどおり1カ月前に申し込まなければいけないとか、そういう規定みたいなも

のはあるんですか。

加藤市民協働課長

随時受け付け、申請ができて最大2ヶ月前までは予約ができます。

鴻巣委員

これは単独で指定管理に出すんですか。

加藤市民協働課長

はい。今は市民活動センターは平成23年度にできました協働事業提案制度に基づいて、行政 提案で出したところ、市内の茨城県南生活者ネットというNPO法人が手を挙げて運営をしてい ます。ただ、管理運営と企画内容で勝負している施設なので、利益が発生するかというとなかな か難しい施設だと思いますが、手を挙げてくれる団体はあるのかなと思ってます。

鴻巣委員

それならばいいが、今おっしゃったようにお金になる案件ではないのに単独で出して手を挙げるところがあるのかなと、そこだけが心配です。あればそれに越したことはない。

滝沢委員長

他にありませんか。別にないようですので採決いたします。議案第19号,本案は原案の通り 了承することにご異議ありませんか。

【異議なし】

滝沢委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして,議案第21号,龍ケ崎市安全な飲料水を確保に関する条例について,執行部から 説明願います。

木村都市環境部長

議案書の54ページをお開きください。議案第21号, 龍ケ崎市安全な飲料水の確保に関する条 例を上程する背景につきましてまずご説明いたします。国の第二次一括法によりまして、水道法 の一部が改正され、平成25年4月1日より水道法に基づく専用水道及び簡易専用水道に係る事 務処理の権限が県からすべての市に委譲されたところです。このことを踏まえまして、水道法等 の規制対象とならない水道及び飲用井戸等の衛生確保につきましても, すべての市がいっしょに, この上の水道法に委譲された事務といっしょに実施することが適切であるという通知が厚生労働 省から県にございました。こういったことで,茨城県では市の区域を適応除外して,市にいっ しょにやっていただくということで、県条例の改正案につきまして12月に上程し、県議会で可 決されました。これに伴いまして、水道法の規制対象とならない水道及び飲用井戸等の衛生確保 のため、当市でも条例等により、これらの施設を規制する必要ができたものでございます。この 条例につきましては、茨城県内の全32市すべて上程しているところでございます。因みに龍ケ 崎市で対象となります施設でございますが、小規模水道、こちらにつきましては井戸水を使って いる集合住宅が多いんでございますが、賃貸などを含めまして251施設ございます。小簡易専用 水道につきましては、受水槽で5mmから10mmまでのものでございます。これが27施設、簡易専 用水道が67施設あると、このように県の方から伺っているところでございます。平成23年度の 事務取扱件数ですが、龍ケ崎市内では44件ほどあったと、事務的にはさほど多いというもので はございません。

それでは簡単に条文をご説明致します。まず目的でございます。第1章の総則ということで、全体的には6条からなりまして、第1条で先ほど申しました法令に定めがあるもののほか、小規模水道、小簡易専用水道及び簡易専用水道、飲用井戸等の設置者の責務を明らかにするとともに、小規模水道等の施設及び管理の適正化並びに飲用井戸等の管理の適正化に関し、必要な事項を定めることにより安全な飲料水を確保し、もって公衆衛生の向上に資するともに、市民の健康で快適な生活環境の確保に寄与することを目的とするとうたってございます。第2条では定義を定めてございます。第3条では設置者の責務、第4条では適用の除外、第5条では水質基準、第6条では施設の基準という形で定めております。

第2章以下ではそれぞれの水道関連につきまして、2章、3章、4章で定めておりまして、一番の特徴でございます、第7章、31条からになります。こちらでは罰則を定めております。第31条では給水の緊急停止関連で違反したものにつきましては、30万円以下、第32条では、第7条これは市長の確認、第10条では給水開始時の検査届出、第11条では定期及び臨時の水質権等々の関連でということで定めております。これにつきましては県条例を継承しておりますが、平成26年2月3日付けの水地第20号によりまして、水戸地方検察庁検事生よりこの罰則につきまして、この条例との兼ね合いにつきましては差し支えないという回答を得ているところでございます。施行ですが4月1日から施行しまして、経過措置につきましては3月まで茨城県でこの事務を行っておりますので、4月以降につきましても継続している場合につきましてはこの条例の相当規定とみなすと経過措置を加えているところでございます。内容につきましては以上でございます。

滝沢委員長

執行部からの説明は終わりましたが質疑等はありませんか。

山宮委員

先ほどのご説明のなかで第2条の小規模水道,井戸水の集合住宅251施設というのがありましたけれども地域的にはどの辺りになるのですか。

宮田環境対策課長

251 施設のほとんどが賃貸住宅になりますので、個人的な小さなところもすべて入ってしまうんですね。大規模な集合住宅だけではなくて、一般に家作と言われているところでも該当になってしまうので 251 件になりますので、市全体にあります。龍ケ崎市は取手市等と比べてそういう小さい貸家が多いんです。

坂本委員

条例の飲用井戸,個人のお宅の井戸に関しては、今までどおり努力義務というかたちで、個人で井戸を掘るときは検査が必要になるんですか。この条文でいくと。

宮田環境対策課長

こちらでは飲用井戸の水質検査を行ってくださいという努力義務ですかね。こちら 60ページの第4章飲用井戸水質検査ということで布設工事が竣工し、給水を開始しようとするときは、水質検査を行うよう努めなければならない、努力義務です。ただ皆さん井戸屋さんとかで掘っていただくでしょうから、そのときに保健所で水質検査を、薬剤師会のセンターで受付をやっていますので、そこでみなさん検査はされていらっしゃると思います。

坂本委員

それはいらないとして、さきほど数字的には集合で251施設とかあったということなんですが、逆にこれに隠れているというか、わかってないようなところというのはありそうですか。県から移行されてデータとしてあがってきていると思いますが、逆にここは対象なんだけど、数字としてあがってきてないぞということがありそうかというか、あるのでしょうか。

宮田環境対策課長

県の方から一覧表で場所と名称とかは来ておりますが、まだ詳しくはみていないので、県の方に届けていますので、それで大丈夫なのかと考えております。

坂本委員

今度はきつい罰則規定などもあるということですから、逆にいうとそういったところもしっかり網羅されていないと、いろんな話が出てきてしまうのかなと思いますので、その県のデータだけを当てにしないで、ちょっと違った目でもしっかりみていかなければいけないと思いますのでご質問させていただきました。

滝沢委員長

別にないようですので採決いたします。議案第21号,本案は原案通り了承することにご異議ありませんか。

【異議なし】

滝沢委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして,議案第27号,龍ケ崎市下水道条例及び龍ケ崎市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について執行部から説明願います。

木村都市環境部長

議案書では109ページから111ページになります。新旧対照表では29ページでございます。新旧対象表をご覧になっていただきたいと思います。議案第27号,龍ケ崎市下水道条例及び龍ケ崎市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例ということでございます。まず背景でございます。消費税及び地方消費税の税率が本年4月1日から8%に引き上げられます。そのことによりまして条例を改正いたします。

第1条でございます。こちらにつきましては龍ケ崎市下水道条例の一部改正でございます。新旧対照表をご覧ください。今までですと第20条で算定した得た額(消費税を含む)となってございます。これにつきましては別表の第20条の方で、消費税を含んだそれぞれの金額を表示してその合算を表示をしていたところですが、今回の改正では、消費税を含まない、別表を改正しまして、そして、それぞれに算定した額に1.08消費税率を乗じて得た額、これを使用料とするものでございます。いわゆる内税から外税に変更するものでございます。この外税に変更した理由でございますが、この下水道条例につきましては、県南水道企業団で下水道、上水道の一括徴収を行っていただいておりまして、県南水道企業団でも外税方式で行っていること、そして消費税率が、今後10%になる予定もございます。そういったことから、あくまで本来の使用料がいくらなのかとかということで、便乗的な値上げができないように考えているところでございます。

続いて第2条でございます。こちらにつきましては、龍ケ崎市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正で、農業集落排水の使用料の算定について定めているものでございます。考え方は下水道条例とまったく同じでございます。そしてこの施行期日は4月1日でございますが、議案書の110ページを見ていただきたいと思います。付則の第2項でございます。第2項から第4項まで及び第5項の付則につきまして4月をまたいで使用した場合、一月の使用料ですね。3月〇日から4月〇日までの使用料、これにつきましては、この従前通りの<math>1.05%とするといった規定でございます。説明につきましては以上でございます。

滝沢委員長

今後の説明は終わりましたが質疑等はありませんか。別にないようですので採決いたします。 議案第27号,本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか

【異議なし】

滝沢委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして,議案第30号,龍ケ崎市営住宅管理条例の一部を改正する条例について執行部から説明願います。

木村都市環境部長

それでは議案書の115ページになります。新旧対象表では34ページでございます。まずこの一部改正の背景でございますが、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律が改正されまして、法律の名称や適用対象者が「配偶者」から「生活の本拠を供にする交際相手から暴力を受けた被害者」ここまで拡大されたことから改正するものでございます。新旧対照表の方を見ていただきたいと思います。第5条第2項第4号でございます。こちら法律の名称がですね、「防止及び被害者の保護に関する法律」から「保護等に関する法律」ということで変わっております。その部分を改正しております。それですわったの事分なんですが、ままので、その部分を改正しております。それですわったの事分なんですが、ま

「防止及い候害者の保護に関する伝律」から「保護等に関する伝律」ということで変わっておりますので、その部分を改正しております。そして新の方にですね、その下の部分なんですが、または「同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けたもの」ということが、こちらが先ほど申しましたその交際相手からの暴力を受けた被害者に関する条文でございます。そういったことで他にも第28条の2というのがたくさん出てきますが、この条文を規定として加えたものでございます。この施行の日は交付の日から施行ということで考えています。

滝沢委員長

執行部からの説明は終わりましたが質疑等ありませんか。別にないようですので採決いたします。議案第30号本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

【異議なし】

滝沢委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案の通り了承することに決しました。続きまして、議 案第33号、権利の放棄について執行部から説明願います。

木村都市環境部長

議案書の118ページをご覧ください。権利の放棄についてでございます。内容でございますが、放棄する権利につきましては市営住宅の使用料、家賃でございます。未納額の728,900円でございます。放棄する権利の相手方でございますが、債務者本人、市営奈戸岡住宅B棟202号室にお住まいでございました。25年2月頃死亡いたしております。その相続人が3名おりまして、長男、長女、そして次男、こちらに関するものの権利を放棄いたすものでございます。その理由でございますが、債権の徴収が見込めないためと簡単に書いてございますが、背景についてご説明を申し上げます。

平成25年2月頃の名義人の債務者は死亡いたしましたが、この際、同居人であった長男は母である名義人が死亡後、無常にも、遺体をしばらくのあいだ、この部屋に放置しておりました。警察に遺体が収容され取り調べを受けるこういった事態を起こしております。また警察の取り調べ後におきましても母の遺体の引き取りには応じず、火葬にも立ち会わなかったという状況でございます。平成25年8月、この長男は市営住宅の承継を放棄し、市営住宅を明け渡すに至りました。この長男は現在生活保護となっておりまして、滞納家賃の返済能力はない状況でございます。なお、債務者には長女、次男の他の子ども2名がいるわけでございますが、母である名義人とは疎遠となっており、長男と同様に両者とも母の遺体の引き取りには応ぜず火葬にも立ち会わなかったという事実がございます。こういったことから、この子ら3人の行為は母に対する相続放棄と同等であるとみなすことができ、市営住宅の未納額を徴収することは見込めないと考えまして権利を放棄するものでございます。

滝沢委員長

執行部からの説明は終わりましたが質疑等はありませんか。

山宮委員

岡田立子さんが亡くなられた状況を市が最初に確認できたのは、どういう状況からですか。

鈴木都市計画課長

まず最初の25年の2月頃から、訪問するにあたって周りの住民から、その債務者が、最近姿を見ないということで、そういう通報がありまして、その後何度か自宅への訪問をしましたけれども、長男には会えても家の中には入れてもらえないという状況で、それで何度か訪問しているなかで、ちょっとにおいがするなというのが、二人で訪問するようにしていましたので、片方がにおいがするなと片方はにおいがしないと、そういうのを繰り返しているうちにやっぱりこれは問題があるのだろうということで、長男に聞くと、今、母親は別のところに行ってるんだと言っていたわけなんですけれども、最終的には高齢福祉課と話をしまして、高齢者の虐待ということも考えられますので、その辺を含めて警察に相談に行きまして、最終的には警察で自宅に訪問し、最初は中に入れなかったんですけれども、中に入っていって母親の遺体を発見したと、そういう状況です。

山宮委員

事件性とかそういうことは。

鈴木都市計画課長

その後,6月6日,警察と市で立会いで入りまして,その段階で警察で遺体をもっていって,解剖とかやったんですけれども,最終的には事件性はないという話になりまして,それで長男も最初は警察に連れて行かれたんですけれども,翌日にはもう,自宅に戻ったような状況でござい

ます。

山宮委員

未納が728,900円ですけれども、この債務者が亡くなってから発見されるまでの半年間の生活保護費というのは不正に受給というのはなかったんですか。

鈴木都市計画課長

債務者自体が発見されるまでなんですけれども、まず、債務者自体は生活保護にはなっていませんでした。ただ、収入の状況、家賃の算定をするにあたって収入の確認をしてきたわけなんですけれども、遺族年金ということで、その金額的には一番新しいときで、2月で13万円程度という状況ですから、生活保護以下という生活状況でございました。ですから、その年金の支給に対しての問題があるかと思うんですけども、それについては私どももわかりません。そういう状況でございます。その後に長男が母親の年金で暮らしていましたので、そういう状況で未納分も払うこともできないというようなことで、本人は、市営住宅を承継ということで引き続き住むことができませんので、未納があったんでは。それでアパートに出て行って生活保護を受けたということでございます。

山宮委員

その後202号室はどんな状況なんですか。

鈴木都市計画課長

今の段階では部屋につきましては片付けについても、その長男だけではできないような状況で、我々職員もいっしょに行って、なかの片付けをしたわけなんですけれども、今の段階では、畳とか、中身を全部されいにした状況です。その後の畳の入れ替えから、壁をやったりとかそういうのはできませんので、今年度予算できるかどうかっていうところがあるんですけども、ただ、1年経っていないような状況で、その下の住まいの方も、上からの水か何かが浸ってきたというのがあって、その方も出ていった状態です。ただ奈戸岡につきましては、今5棟空いているんですけれども、昨年募集したときも希望者がなかったもんですから、そのまま空いている状況です。ですから、その2部屋についてはもうちょっと、しばらくその状態で、今住める他の3部屋が埋まるような状況であれば、改修をしてという感じで、ちょっと今は住むのもあれかなと。ある程度うわさも伝わっていますので、周りには。ですからその二部屋はもうちょっと様子を見させていただければと考えております。

山宮委員

県営住宅の申し込みなんかでも、用紙なんかを見ますと、わけあり物件のようなかたちで書いてあって出てますよね。そういうところでも、気にされないで越される方もいらっしゃるかもしれないんですが、その辺は今後課題になるかなと思いますので、こういうあってはいけないことが現実あったわけですから、ご苦労を感じますし、まあそこに他に住んでいる方たちも心地よく住めるような努力を大変でしょうけれどもよろしくお願いいたします。

滝沢委員長

他にありませんか。別にないようですので採決いたします。議案第33号本案は原案通り了承することにご異議ありませんか。

【異議なし】

滝沢委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案の通り了承することに決しました。続きまして、議案第36号、平成25年度龍ケ崎市一般会計補正予算(第7号)の所管事項について執行部から説明願います。

木村都市環境部長

それでは別冊の予算関連をご覧ください。議案第36号,平成25年度龍ケ崎市一般会計補正予算(第7号)でございます。既定の歳入歳出の予算の総額から歳入歳出それぞれ74,484,000円減額致しまして,歳入歳出の総額をそれぞれ24,633,690,000円とするものでございます。所管

事項につきましてご説明申し上げます。

第2表の繰越明許費補正でございます。追加でございます。これにつきましては平成26年度にこの費用が使えるということで設定するものでございます。所管ですと、8番土木費の住宅費、市営住宅管理費、そして11番の災害復旧費でございます。これは愛国学園関連の道路橋梁災害復旧事業でございます。続きまして、第4表の地方債補正でございます。こちらにつきましても追加でございます。市営住宅施設整備事業を新たに追加いたします。これは充当率100パーセントでございます。その一つとんで道路橋梁災害復旧事業につきましても、充当率100パーセントになってございます。

続きまして9,10ページへお移りください。歳入でございます。上から2番目でございます。 国庫負担金でございますが、1番の河川等災害復旧費でございます。愛国学園のそばの本工事の 関連の補助でございます。3分の2の助成になってございます。二つとんでいただきまして国庫 補助金の関連でございます。上から4つ目ですが、社会資本整備総合交付金市営住宅分でござい ます。こちらにつきましても国の緊急経済対策の補正予算の関連でいただけることになったわけ でございますが、こちらにつきましては補助率が2分の1になります。

続いて11,12ページへお移りください。地方債でございますが、一番上の市営住宅施設整備 事業債及び一番下の道路橋梁災害復旧事業債所管となってございます。

続いて13,14ページになります。歳出でございます。

羽田市民生活部長

一般管理費の1400番市民行政推進活動費の交付金でございます。これにつきましては、市民と市の協働事業に対する交付金でございます。行政提案、市民提案事業のうち、今年度分として100万円を当初予算化しておりましたが、該当事業がなかったため全額を減額するものでございます。因みに平成26年度事業といたしましては2件を採択したところでございます。

木村都市環境部長

3つとんでいただきまして3800番、コミュニティバス運行事業でございます。こちらにつきましては、運行経費から運賃を引いたものを補償金として支出するわけでございますが、今回は循環ルートが若干不足する見込みでございますので計上させていただいたところでございます。

羽田市民生活部長

その下のコミュニティセンター費の 4110 番でございます。需要費でございます。こちらは光熱水費の増額でございます。一つ空けまして 5100 番の自治組織関係経費の補助金地域づくり事業でございます。これにつきましては、単体の区や住民自治組織の地域活動に対する補助金でございまして申請によるものでございます。 1 地区あたり基本額が 3000 円で補助するものでございます。当初見込みが 576 万ほどでございましたけども、最終的に 200 万円を減額するものでございます。

木村都市環境部長

その下になります。5700番公共交通対策費でございます。まず補助金でございますがバス路線維持費ということで、これは自治体間にまたがります路線につきまして補助するものでございまして、龍ケ崎駅から取手駅東口にかかる路線で、龍ケ崎分について補助いたそうとするものでございます。続きまして、その下になります補償金でございますが、こちらにつきましてはデマンド的乗り合いタクシーの補償金で、見込みよりは少なかったということで減額でございます。その下の6060番の地域コミュニティ推進費であります。補助金で地域コミュニティ推進事業の補正でございます。こちらにつきましては、中核的な地域コミュニティが組織化されますとその立ち上げ支援金として、1地区あたり50万円を限度として補助するものでございます。当初見込み4地区を見込んでおりましたが、最終的に2地区となりましたので120万円を減額するものでございます。

15,16ページをお開きください。総務費の戸籍住民基本台帳費の6700番の共済費でございます。これまでの共済費につきましては、これまで総務費で一括計上しておりましたが、県の指導によりまして、各費目に振り分けすることになりましたことからの補正となります。その下の総務費の統計調査費の8300番の給与費も同様でございます。続きまして17,18ページをお開きください。

木村都市環境部長

衛生費の保険衛生費に移ります。15500番職員給与費でございます。所管でございます。先ほどの羽田市民生活部長と同様でございます。そして一番下,17000番職員給与費こちらも所管となります。19,20ページにお移りください。上から2つ目でございます。こちらも所管でございます。

羽田市民生活部長

続きまして、農業委員会費の18300番の職員給与費これにつきましても所管でございます。その下の18600番の職員給与費,こちらも所管でございます。その下の19700番,職員給与費農地分,こちらにつきましても所管でございます。次に商工費の商工総務費の20400番の,職員給与費の3番職員手当の補正につきましては、時間外の増額によるものでございます。その下の20500番の商工事務費の県信用保証協会損失補償寄託金でございます。こちらにつきましては、自治金融振興金融の貸付金の損害、これにつきましては市が8%負担することとなっているところでございます。この損害金につきまして、保証協会に寄託しておりますけれども、この寄託金に不足が生じため、この度補正をするものでございます。

木村都市環境部長

土木費に移ります。土木管理費でございますが、上から4つこちらにつきましてはすべて職員給与費で所管とでございます。続きまして21,22ページにお移りください。道路橋梁費になります。こちらも給与費だけでございますがすべて所管となります。その下河川費も所管でございます。続きまして都市計画費でございます。こちらにつきましては、公共下水道事業特別会計繰出金、204000番これを除きまして、職員給与費すべて所管になります。続きまして住宅費でございます。職員給与費こちらも所管でございます。その下の24900番市営住宅管理費でございます。こちらにつきましては、国の緊急経済対策の補正予算関連で、平成25年度の補正を行いまして、実施そのものは平成26年度に行おうとするものでございますが、市営住宅の富士見の改修工事でございまして、7号棟、8号棟、そして集会所を改修しようとするものでございます。7、8号棟それぞれ18戸ずつございます。この改修で、富士見住宅はすべて改修が終了となるものでございます。

続きまして 25, 26ページへお移りください。災害復旧費でございます。一番下の 40500 番, 道路橋梁災害復旧事業でございます。こちらにつきましては愛国学園そばの道路の復旧でございます。最終的な数字が決定しましたので、こちらで補正をいただきまして、平成 26 年度に復旧事業を行うものでございます。説明につきましては以上でございます。

滝沢委員長

執行部からの説明は終わりましたが質疑等はありませんか。

坂太委員

14ページの自治組織関係経費,地域づくり事業,マイナス200万円,これは自治会のなかのイベント事業に対する経費ということでよろしかったですよね。

加藤市民協働課長

地域づくり補助金です。もともとの予算は 576 万円,全 78 住民自治組織分,そのうち実際に申請があったのが 42 組織で,約 54%,ちょっと使う住民自治組織が減ってきているというのが実情で,その分で当初予算が執行されなかった分を減額したということです。

坂本委員

今までずっと使ってなかったのか、そういう事業をやってなかったのか、わからない部分もあると思うんですけれども、こういう予算があるよというPRも必要なのかなと思います。ここまで予算計上しているわけですから、もうちょっとPRをしていただいた方がよろしいかなと思います。

山宮委員

同じページの5700番,公共交通対策費のバス路線維持費なんですけれども,取手駅まで行く バスということですけれど大体一日に何人の方が利用されていますか。

鈴木都市計画課長

この平均利用者数,平均乗車密度というんですけれども2.6人です。

山宮委員

2.6人, 市の負担が705,000円ですね, 維持していくためには必要なものなんだとは思うんですけれども, やはりあの1時間に1本位走っているんですか。

鈴木都市計画課長

1日に15本走ってますので、1時間に1本位はあると思います。

山宮委員

確か東日本大震災のときに電車が取手までしか来ていないときに約に立ったんですよね。この 路線が、一概には言えないですけれども、すごく限られた方が利用されているんだと思うんです が、まあこういうバスがあるんだということを、皆さんに知られているのか、知られている方は 知っているんだと思うんですが、もうちょっと利用できるような工夫ができたらいいなと思いま す。

もう一つ乗り合いタクシーのことなんですけれども、これもこの間の質疑のなかで出ましたけれどもやはり、利用者が行ける場所が限られているので、少なくて、予算より、だいぶ予算が減額というかたちですけれども、これ来年度からは多少行き場所の考え方はあるんですかね。

鈴木都市計画課長

先だってのご質問のなかでお答えしましたけれども、昨年、アンケートの方、実際利用している方と、利用するための券というかそれを持っている方にアンケート調査しまして、佐貫駅、それからヨーカドー、市内の病院ということであったんですけども、その辺については交通協議会の方で、ですから乗り合いタクシーについてはいろいろ協議しておりますので、その中で今後検討していきたいと思います。

滝沢委員長

他にありませんか。別にないようですので採決いたします。議案第36号,本案は原案の通り 了承することにご異議ありませんか。

【異議なし】

滝沢委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第37号、平成25年度龍ケ崎市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号) について執行部から説明願います。

木村都市環境部長

議案第37号平成25年度龍ケ崎市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)につきましてご説明申し上げます。この補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ38,471,000円減額しまして、歳入歳出予算の総額を2,037,408,000円とするものでございます。

3ページにお移りください。まず第2表の繰越明許費補正でございます。これは追加でございます。まず、上段、下水道管理費こちらにつきましてはマンホールの蓋の交換関連、そして下水道建設費につきましては、半田地区の整備事業、そして流域下水道整備事業につきましては、県事業の繰越に関するものでございます。第3表の地方債補正でございます。変更でございます。こちらにつきましては国の補助関連がございまして増額となっております。その下の流域下水道事業につきましては、事業の確定によりまして半減というかたちになってございます。

続きまして、5、6ページにお移りください。歳入でございます。まず、国庫補助金、社会資本整備総合交付金、こちらにつきましては、平成25年度の国の補正予算の成立にともなって交付していただくものとなったものでございます。補助率は2分の1でございます。

続きまして、7、8ページにお移りください。歳出でございます。まず一般管理費でございますが、一番上の下水道事務費でございます。こちらの委託料でございます。こちらにつきましては下水道の全体計画の策定、これが事業費が確定いたしましたので、その余剰金を減額しようと

するものでございます。維持管理の方で600番の公共下水道管理,管渠補修工事でございますが,こちらにつきましては、マンホールの蓋の交換でございます。補助で5,200,000円ほどみています。単費で300千円、その下の流域下水道管理費でございます。こちらにつきましては、最終的な確定に伴う減額でございます。続いて下水道建設費でございます。900番の公共下水道整備事業,こちらにつきましては補助関連で、西坪第20号の枝線工事、半田地区を行うものでございます。その下の流域下水道整備事業,こちらにつきましても事業の確定により減額いたすものでございます。

滝沢委員長

執行部からの説明は終わりましたが質疑等はありませんか。別にないようですので採決いたします。議案第37号,本案は原案通り了承することにご異議ありませんか。

【異議なし】

滝沢委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり了承することに決しました。以上で今回付託されました案件の審査は終わりました。これをもちまして環境生活委員会を閉会いたします。